

熱損失防止（省エネ）改修住宅（減額）申告書

令和 年 月 日

阪南市長 様

申告者(納税義務者)

住所

フリガナ

氏名・名称

㊞

(TEL. — —)

地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項、第 10 項、及び第 11 項の適用を受けるため、阪南市
税条例附則第 14 条第 9 項の規定に基づき下記のとおり申告します。

家 屋 の 明 細

所在地	阪南市					
家屋番号		種 類		床面積	一棟 m ²	居住部分 m ²
建築年月日	年 月 日		登記年月日	年 月 日		
改修完了日	年 月 日		備考			
改修工事に 要した費用	円 (60 万円以上かかったものが対象)					

※この申告に関し必要があるときは、市が保有する情報を市内部において調査・使用することに同意します。

●適用対象

- 1.改修工事が平成 26 年 1 月 1 日に存在している住宅（賃貸住宅を除く）に対して行われること。
- 2.住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置を一度も受けていない住宅。
- 3.次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。
①窓の改修工事、②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④外壁の断熱改修工事
- 4.改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。
- 5.改修工事に要する費用が 60 万円以上であること。

●添付書類

- ・ 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書
- ・ 工事内容や金額のわかる工事明細書、領収書などの写し

※ 改修工事完了後 3 ヶ月以内に税務課固定資産税担当へ申告して下さい。

〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1

阪南市役所 市民部 税務課 固定資産税担当

TEL.072-471-5678 FAX.072-473-3504